

飯能市企業立地奨励金等交付に関する運用方針

飯能市企業立地奨励金等交付要綱（以下「要綱」という。）第14条に基づき、その運用方針について次のとおり定める。

1 （用語の意義）第3条関係

- (1) 第1号中「施設」とは、建築基準法で定める建築物（建築基準法第2条第1号及び第2号で定めるものをいう。）のほか、ビニールハウス及びガラス温室ハウス等を含むものとする。
- (2) 第2号中「市内の他の場所」には、移転を含むものとする。
- (3) 第4号中「固定資産」について、事業者がその事業の用に供していない部分がある場合（例：事業所敷地内に従業員寮や社宅等の付属棟を設置した場合、併用建築物として従業員寮を設置した場合）は、奨励金の交付対象となる面積から除外する。また、交付対象期間経過後における事業拡大について、面積用件・従業員用件を満たせば対象とする。
- (4) 第5号中「閉鎖中の施設」とは、居抜き物件のことをいい、第12条の地位の承継の手続きや事前相談等を行っていない施設とする。

2 （交付対象事業者）第4条関係

「メツァ事業開発区域内に立地した事業所」とは、都市計画法に基づき平成29年5月29日付け指令飯まち第2910010号で許可された開発区域に立地し、平成27年6月30日付け締結の地方創生に関する基本協定書に基づきメツァ事業（メツァビレッジ、ムーミンバレーパーク）を運営するものとする。

3 （交付対象事業者の認定）第5条関係

第2項中「事業開始年」は、原則、市民税課に提出する「法人の設立・異動等届（以下「届」という。）」の設立年月日に基づくものとする。ただし、新事業所で問題なく業務が遂行できるか等のテスト稼動を行う期間を必要とし、届提出後に工場全体の稼動（以下「本稼動」という。）を開始する場合については、本稼動年を「事業開始年」とする。その場合の本稼動年は、原則、届提出年の翌年までとする。

4 （認定の取消し）第6条関係

（交付決定の取消し）第11条関係

事業者が認定の取り消し又は交付決定の取り消しを受けた場合において、すでに奨励金の交付を受けているときは、過年度分も含め返還するものとする。